

題名改正〔平成17年規則127号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道子どもの国（以下「子どもの国」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成17年規則127号〕

（キャンプ場の利用の時間）

第2条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表第1の2の3の事項の規則で定める時間は、次のとおりとする。

	区分	利用の時間
キャンプ場	デイキャンプ	午前10時から午後4時まで
	宿泊キャンプ	午後1時から翌日の午前11時まで（2泊以上の場合は、午後1時から最終日の午前11時まで）

追加〔平成24年規則33号〕、一部改正〔平成25年規則3号〕

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第3条 条例別表第1の2の12の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

全部改正〔平成17年規則127号〕、一部改正〔平成18年規則97号・21年96号・24年33号・25年3号〕

（利用料金の額の承認）

第4条 指定管理者は、条例第12条の2第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則127号・24年33号〕

（利用料金の還付の基準）

第5条 条例第12条の2第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 条例第6条第1項本文の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合
- (2) 条例第6条の4第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則127号・18年97号・24年33号〕

（利用料金の減免の基準）

第6条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者については、利用料金（キャンプ場の利用料金を除く。次号において同じ。）を免除することができることとする。
 - ア 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
 - ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
 - エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
 - オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
 - カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
 - キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
 - ク 65歳以上の者

ケ その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則127号・18年137号・19年19号・24年33号〕

(遵守事項)

第7条 子どもの国の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを利用する者（以下「利用者」という。）は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 子どもの国の公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 子どもの国のキャンプ場を利用する場合にあつては、指定の場所以外の場所でキャンプをしないこと。

追加〔平成17年規則127号〕、一部改正〔平成24年規則33号〕

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。条例第6条の4第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

追加〔平成17年規則127号〕、一部改正〔平成24年規則33号〕

(知事による管理)

第9条 条例第14条第1項の規定により知事が子どもの国の管理に係る業務を行う場合においては、第3条中「条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第5条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第6条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

全部改正〔平成17年規則127号〕、一部改正〔平成24年規則33号〕

附 則

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成3年3月28日規則第27号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第37号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道子どもの国大型遊戯施設管理規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道子どもの国大型遊戯施設管理規則の規定にかかわらず、平成6年7月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成7年10月17日規則第77号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月31日規則第42号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年2月19日規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第159号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成16年3月31日規則第64号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に納められた北海道立真駒内公園の屋内競技場及び屋外競技場並びに北海道立野幌総合運動公園の運動施設等の使用料に係る還付については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成17年10月28日規則第127号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月23日規則第97号）

この規則は、平成18年11月11日から施行する。（後略）

附 則（平成18年9月29日規則第137号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第19号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月13日規則第96号）

この規則は、平成21年11月15日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第33号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月1日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式

（第3条関係）

全部改正〔平成16年規則46号〕、一部改正〔平成17年規則127号〕